

さ情審査答申第12号
平成15年9月5日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保夫

答 申 書

平成14年5月15日付けで貴職から受けた、市民懇話会応募用紙等の私の個人情報<総合政策部企画調整課>（以下「本件対象個人情報」という。）の不訂正等決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、訂正等をしないこととした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正等の請求に対し、平成14年1月30日付けさ政企収第302号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象個人情報の目的外利用等の中止を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報について、目的外利用等の中止を求めたが、実施機関は訂正等の請求に対し不訂正等決定処分とした。
- (2) 実施機関は、本件対象個人情報を市総合振興計画に係る調査を委託したシステム科学コンサルタンツ（株）（以下「受託会社」という。）へ提供したことが強く推認される。
- (3) 本件対象個人情報は市総合振興計画市民懇話会（以下「市民懇話会」

- という。) 会員 (委員) の選考を目的として収集されたものである。
- (4) 実施機関が本件対象個人情報の取り扱いにつき、異議申立人の同意を得ずに、選考の目的の範囲を超えて利用することは、条例第7条第1項の規定に違反する。
 - (5) 本件処分は、条例の解釈と運用を誤った違法なものであり、取り消されなければならない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 市民懇話会では、直接、会員から意見を聞き、また、会員同士の意見交換を行い、各地区の提案をまとめていただいたもので、異議申立人も会員として参加し、意見は提案としてまとめられている。
- 2 したがって、市としては本件対象個人情報を受託会社へ提供する理由はなく、目的の範囲を超えて利用している事実はない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、本件対象個人情報につき、条例第26条第2項の規定により訂正等をしないこととした実施機関の決定に対して、異議申立人がその取消しを求めるものである。
- 2 本件対象個人情報の性質、内容については、平成15年9月5日付け当審査会答申第11号中第4・2において述べたとおりであり、ここにこれを引用する。
- 3 異議申立人は、実施機関が市総合振興計画に係る調査を委託した受託会社に対して、本件対象個人情報を、本人の同意を得ずに目的の範囲を超えて提供したことが強く推認されると主張している。

そこで、まず、受託会社に本件対象個人情報が提供されたかどうかについて、述べることとする。

- 4 実施機関は、「総合振興計画策定基礎調査・市民意識調査業務」を平成13年10月5日付け業務委託契約書により、受託会社に委託している。同委託契約書によると、期間は平成13年10月5日から平成14年3月31日までとされ、委託業務は同委託契約書に定めるもののほか、さいたま市業務委託契約基準約款に基づき、仕様書に従い履行しなければならないとされている。同仕様書は、基礎調査と市民意識調査の2本立てとなっており、更に、後者の市民意識調査は、①市民意識調査②職員意識調査③市民懇話会の3つからなっている。

- 5 市民懇話会については、同仕様書によれば、次のようになっている。
- ①委員 公募により100人(行政区各10人程度)の委員を募集する。
なお、公募にあたっては、予定される行政区分に配慮した選出を行う。
 - ②内容 懇話会を地区別(想定の行政区別)に数回開催し、まとめられた意見を総合振興計画(基本構想)素案へ反映させる。
- 6 実施機関の口頭意見陳述の際、釈明を求めたところ、市民懇話会の構成員(前記仕様書における委員)の募集は、実施機関が直接行ったものであり、受託会社が募集に直接関与したものではないとしている。この点については、平成13年11月市報や広報紙記載の応募要領において、窓口の企画調整課担当係まで直接持参か、当該課への郵送若しくはFAXによることとしていること、また、「さいたま市総合振興計画策定に向けての市民懇話会についての起案書」(平成13年12月13日市長決裁)写し中の(3)市民懇話会会員選考の経緯の項における会議録並びに選考方法及び選考例(これは、異議申立人の公開請求に応じ、平成14年1月25日公開している。)等により是認できるところである。
- 従って、受託会社が市民懇話会応募用紙等の個人情報の収集にあたったことは、否定できるのである。
- 7 実施機関提供の平成15年1月8日付け「諮問に係る資料について」(回答)によると、市民懇話会地区別懇話会の進行・記録については、中立的な立場にある受託会社が担当したことが認められ、また、さいたま市総合振興計画策定に反映させるため市民懇話会の意見として、さいたま市長に提出された提案書のまとめについては、同社が関与したことが認められるが、市民懇話会に本件対象個人情報提供された事実が認められなかったことは、平成15年9月5日付け答申第11号において、当審査会が述べたとおりである。
- 8 以上のとおり、受託会社が市民懇話会応募用紙等の個人情報を収集したこともなく、実施機関がこれらの業務を同社に委託したことも認められないこと、そしてまた、これらの個人情報を同社に提供した事実をも認められないことから、条例第26条第2項の規定により、実施機関が本件中止請求に対し訂正等をしないこととした本件処分は、妥当であるとの結論に達したところである。
- 9 よって、本件異議申立ては、理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 5月15日	諮問の受理
②	同 年 6月 7日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 4月23日	審議
④	同 年 5月22日	審議
⑤	同 年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 7月17日	審議
⑦	同 年 8月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)